

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月14日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 高 橋 泰

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 6月 3日 午前 9時00分から 令和 7年 6月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年 6月12日 午前10時00分 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年 6月27日 午後 3時00分 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4,118,000 3,294,400	一括	823,600	66,142	15,707
1	1,275,000				
2	2,843,000				



物 件 目 録

1 所 在 柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部

地 番 28番13

地 目 宅地

地 積 228.42平方メートル

但し、共有者全員持分全部

2 所 在 柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部28番地13

家屋 番号 28番13

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階58.51平方メートル

2階56.31平方メートル

但し、共有者全員持分全部



物 件 明 細 書

令和 7年 2月 7日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 細 井 秀 俊

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部

地 番 28番13

地 目 宅地

地 積 228.42平方メートル

但し、共有者全員持分全部

2 所 在 柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部28番地13

家屋 番号 28番13

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階58.51平方メートル

2階56.31平方メートル

但し、共有者全員持分全部



令和6年(ケ)第 158 号
令和6年11月14日受理
令和6年12月**25**日提出

現況調査報告書

仙 台 地 方 裁 判 所

執行官 磯 田 弘 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部

地 番 2 8 番 1 3

地 目 宅地

地 積 2 2 8 . 4 2 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 1

共有者 B 持分 1 0 分の 9

但し、共有者全員持分全部

2 所 在 柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部 2 8 番地 1 3

家屋 番号 2 8 番 1 3

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

床 面 積 1 階 5 8 . 5 1 平方メートル

2 階 5 6 . 3 1 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 1

共有者 B 持分 1 0 分の 9

但し、共有者全員持分全部

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	住居表示未実施			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	本土地は、公図上、その南西及び北西側で、道（いずれも町道に認定されている）にそれぞれ接している。			
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者ら ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項(3枚目)」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 物件2建物は、去年(令和5年)の2月頃以降空き家になっている。
- 2 物件2建物内外には、亀裂等の損傷箇所が複数箇所認められた。
- 3 物件2建物2階の収納横の床板が取り払われており、床下の一部に腐食が認められた。調査に立ち会った本件共有者Aより、これは物件購入希望者が床下を確認するために当該床板を取り外したもので、床下の腐食を確認したことで物件購入が取りやめになったとの陳述があった。
- 4 物件2建物の屋根にはソーラーパネルが設置されている。調査に立ち会った共有者Aより当該ソーラーパネルは建物新築価格に含まれているとの陳述を得た。
- 5 物件2建物に隣接して、本件債務者兼共有者Bが設置したスチール製物置(動産)が1基存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (共有者)	1 物件1土地は物件2建物の敷地としての使用以外に第三者に貸している部分はありません。 2 物件2建物は、去年(令和5年)の2月頃以降空き家になっています。 3 以前、物件の購入希望者が床下を調べるために、2階の収納横の床板を取り払ったところ、床下の一部が腐食していたので、物件購入を取りやめたことがあります。放置されている床板はその時のものです。 4 物件2建物の屋根に設置されているソーラーパネルは、建物新築価格に含まれています。 5 物件2建物に隣接して設置してあるスチール製物置は私の妻Bの所有物です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R 6 年11月20日（水） 10：50 — 11：00	物件所在地	物件確認
R 6 年11月26日（火）	執行官室（郵便）	期日通知
R 6 年12月 5 日（木） 10：50 — 11：20	物件所在地	物件調査，占有関係調査，所有者 A と面談，写真撮影 評価人同行

(特記事項)

令和6年12月5日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 平成 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

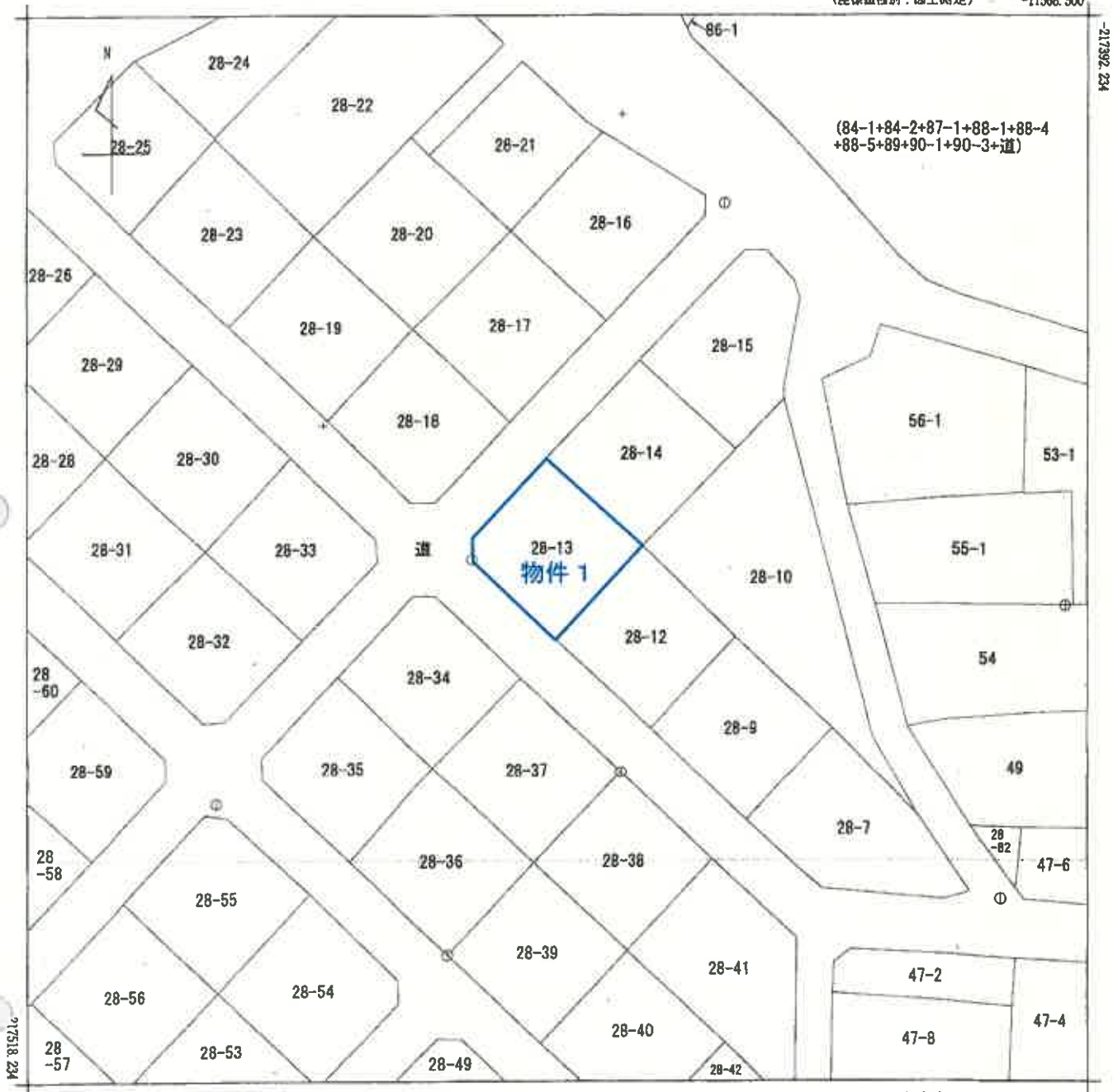
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

公 図 写

(座標値種別：図上測定) -11568.500



-11693.500 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyowoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
金ヶ瀬字台部

請求部	所在地	柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部					地番	28番13			A 4 判に縮小	
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)			種類	地籍図	
作成年月日					備付年月日(原図)	平成1年3月31日			補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局大河原支局管轄)

令和6年9月24日

東京法務局

地図整理番号：J178423

登記官

(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：平成22年9月16日

これは図面に記載されている内容を証明した範囲である。
(仙台法務局大河原支局管轄)
令和6年9月24日 東京法務局

登記簿

(7 枚目)

地図整理番号：W78424

建物図面
各階平面図

家屋番号	28-13
建物の所在	柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部28番地13

各階平面図

物件2

1階

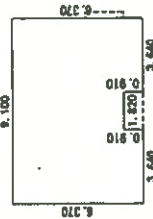


求積表

9.100 × 6.370 = 57.967000
0.300 × 1.820 = 0.546000
合計 58.513000

床面積 58.51 m²

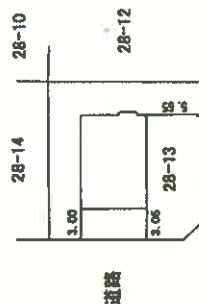
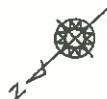
2階



求積表

9.100 × 5.460 = 49.686000
3.640 × 0.910 = 3.312400
3.640 × 0.910 = 3.312400
合計 56.310800

床面積 56.31 m²



(白黒図面)

A4判に縮小

作成者

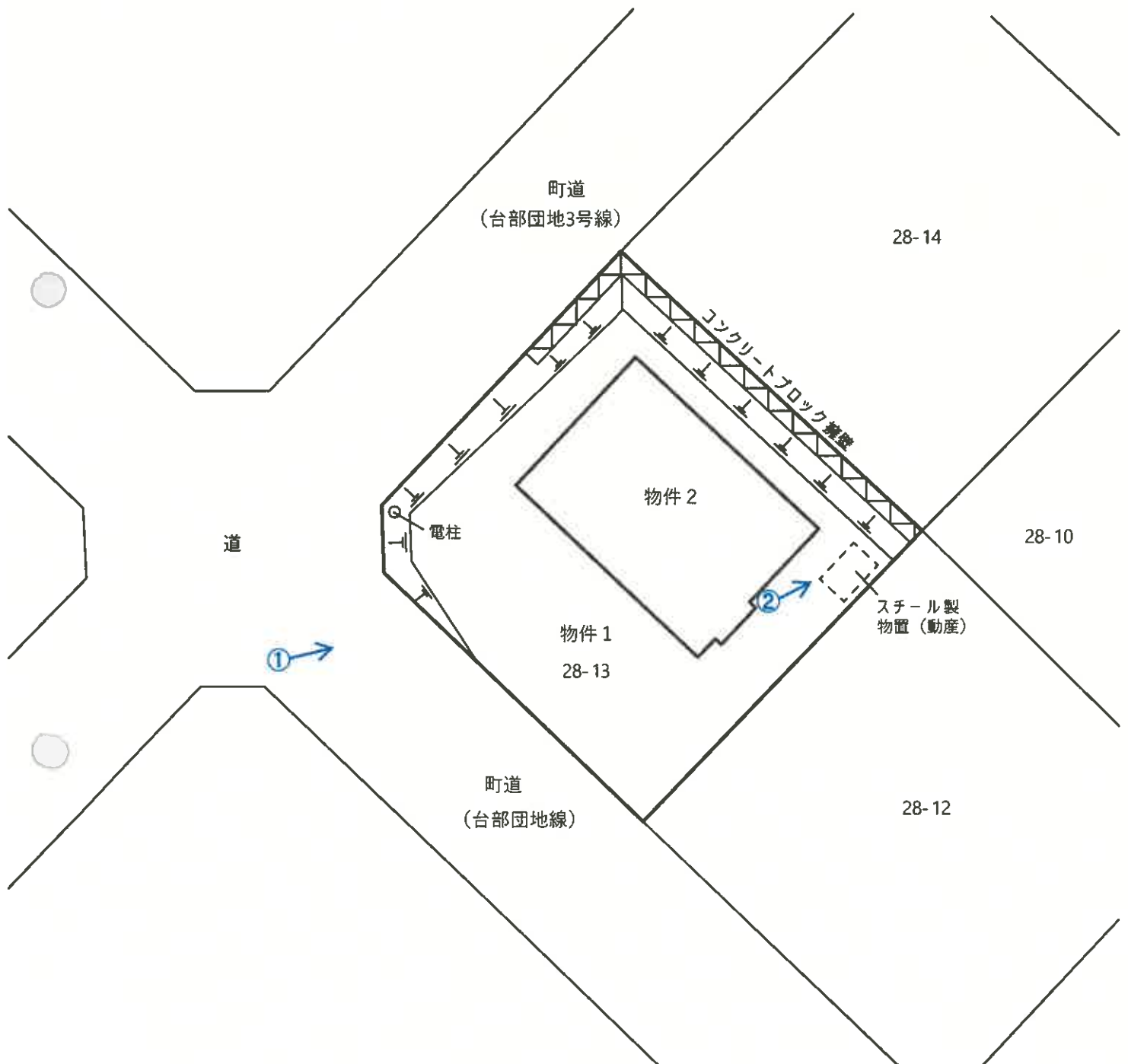
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

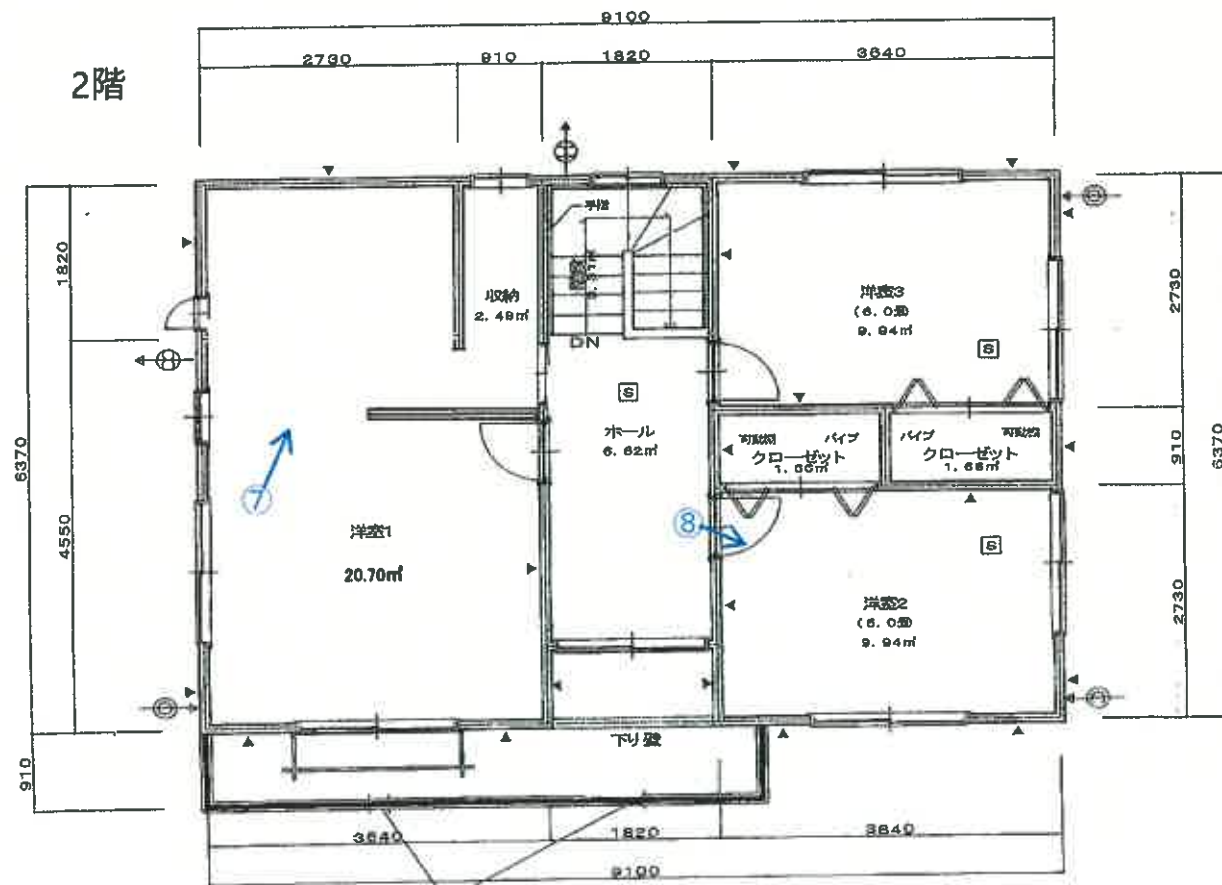
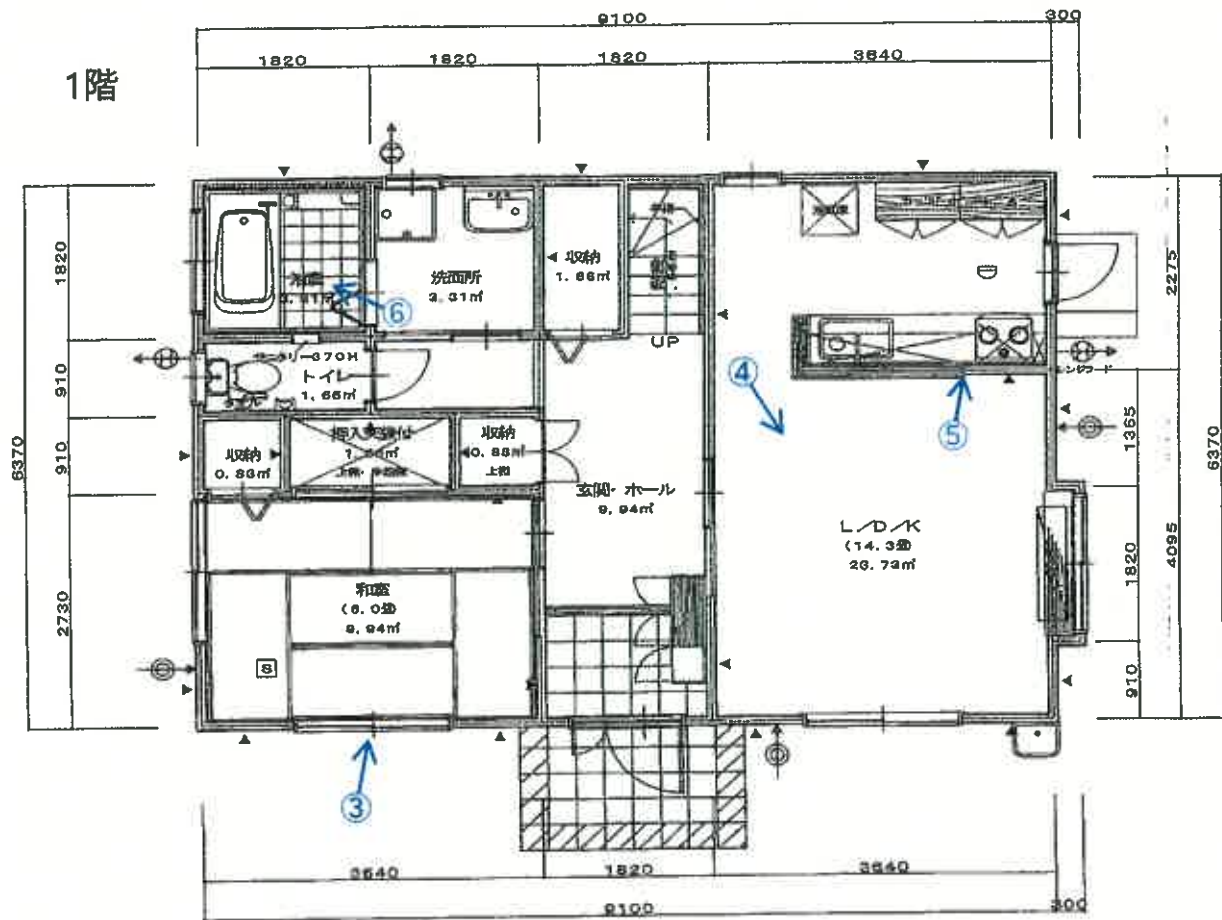
土地建物位置関係図

S = 1: 200



←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。

建物間取図（物件 2）



←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。

写 真 1

ソーラーパネル

物件2



町道

物件1

写 真 2

スチール製物置(動産)



写 真 3

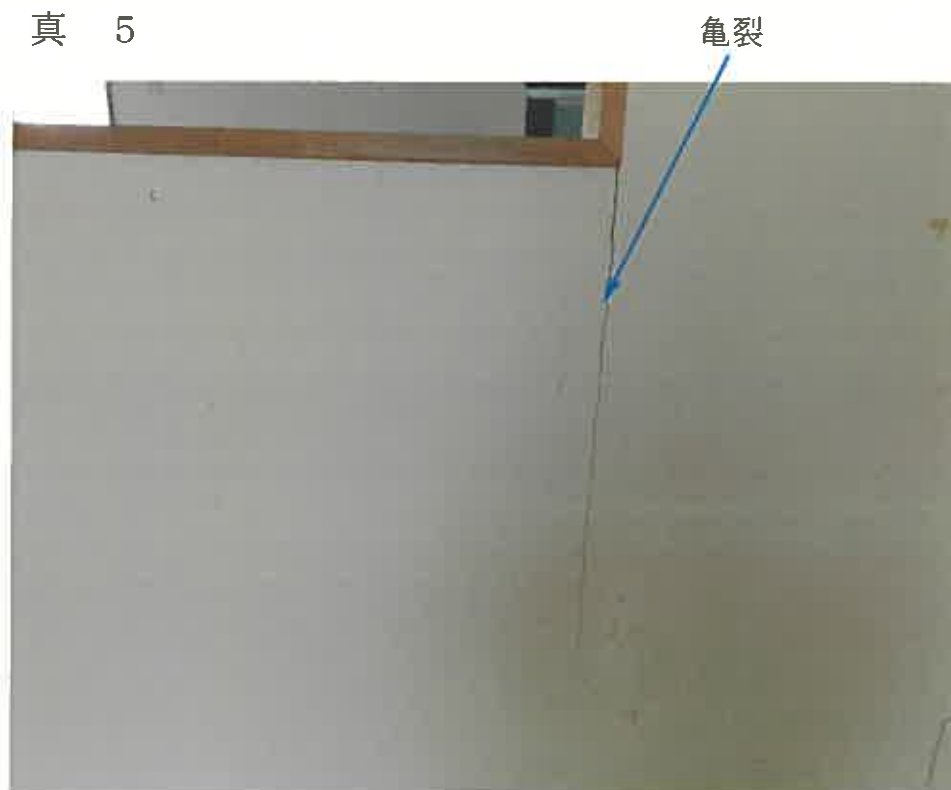
基礎部分の亀裂



写 真 4



写 真 5



写 真 6



写 真 7

床下の腐食部分



取り払われたままの床板

写 真 8



令和6年（ケ）第 158 号
令和6年12月5日 現地調査
令和6年12月25日 評 価

仙台地方裁判所 第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 右 田 貴 紳

第1 評価額

一括価格	
金 4,118,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 1,275,000 円
物件2（建物）	金 2,843,000 円

1. 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないのが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR東北本線「北白川」駅の北東方・道路距離約1.6km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	目的物件は、大河原町郊外の住宅地域内に存する自用の居宅及びその敷地である。目的物件が属する地域及びその周辺は、国道4号線の北側背後に一般住宅が建ち並ぶ住宅地域であり、幅員約6mの町道が標準的で区画整然とした街区が広がり、居住環境は良好であるが、最寄駅や大河原町の旧市街地から離れることから、住宅地としての利便性はやや劣る。大河原が公表する「洪水・土砂災害ハザードマップ」によれば、近隣地域は土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域の指定は無く、周辺に危険・嫌悪施設は特に認められない。 地域内における標準的画地は、規模230㎡程度(間口約15m、奥行約15m)の正方形地であり、標準的使用は一般住宅の敷地と判定した。	
	大河原町役場： 約3.1km 町立金ヶ瀬小学校： 約500m	みやぎ生協大河原店： 約1.3km 町立金ヶ瀬中学校： 約1km
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第二種低層住居専用地域 指定： 50% 指定： 80% なし 日影規制(一)3h-2h
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街 路 接 面 状 況 そ の 他	228.42㎡ 約15m×約15m 略正方形 地内は概ね平坦 角地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	南西側幅員約6m、舗装町道(建築基準法第42条1項1号)、ほぼ等高に接面 北西側幅員約5.8m、舗装町道(建築基準法第42条1項1号)、0～1.5m程度高く接面	
土 地 の 利 用 状 況	物件2の建物敷地等として利用されている。	

供 給 処 理 施 設	上水道 あり 下水道 あり ガス配管 なし
	(注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
埋蔵文化財の有無	文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。
特 記 事 項	1) 北西側町道より0～1.5m程度高いほか、北東側隣接地より2m程度高く、それぞれに法地が存する。 2) 目的土地の東側部分にスチール製物置(動産)1基が存するほか、西側部分に東北電力が設置した電柱1本が存する。

2. 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区 分	主である建物：家屋番号 28番13	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 記 載)	平成22年9月15日 新築
	経 過 年 数 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	14年 13年
構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	
仕 様	外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	サイディング貼り ビニールクロス、化粧石膏ボード外 ビニールクロス、化粧石膏ボード外 フローリング、畳、クッションフロア外 電気・給排水・衛生設備外 電気温水器・IHクッキングヒーターが設置されている
	(注)建物に附属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床 面 積 (現 況)	1 階	58.51㎡
	2 階	56.31㎡
	延 面 積	114.82㎡
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 別添「建物間取図」のとおり
品 等	中位	
保守管理の状態	劣る 1階リビングルーム及び2階の各居室における内壁クロスの一部に地震の影響と思われるひび割れや下地合板のずれ等が認められた。また、1階和室や2階西側の洋室における内壁や天井の一部にカビと思われる黒ずみが確認された。	
建物利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	1) 2階西側の洋室におけるフローリングの一部が剥がされており、下地合板が腐食していることが確認された。所有者への聴聞によれば、目的物件の買い希望者がフローリングの黒ずみを発見し、当該部分を剥がして内部の状況を確認したが、そのままの状態での放置したとのことであった。 2) 目的建物の屋根にソーラーパネルが設置されており、建物と一体不可分の状態にあることから、本件評価における建物の評価額には、当該ソーラーパネルの価格を含めることとした。 3) 目的建物の新築に係る建築計画概要書によれば、確認済証の番号は第00042号(平成22年5月10日付)である。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	17,900	0.99	228.42	0.70	2,833,000

ア. 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

地価調査基準地【大河原(県)-2】

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
 $29,400\text{円/㎡} \times 101.5/100 \times 100/103 \times 100/162 = 17,900\text{円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：接道方位(南) +3% (1.03)

◇地域格差：最寄駅への接近性 $\Delta 2\%$ (0.98)

町中心部・商業施設等への接近性 +10% (1.10)

居住環境・周辺利用状況 +50% (1.50)

相乗積 162% ($0.98 \times 1.1 \times 1.5 \div 1.62$)

イ. 個別格差：接道方位(南西) +2% (1.02)

角地 +2% (1.02)

法地を含む $\Delta 5\%$ (0.95)

相乗積 99% ($1.02 \times 1.02 \times 0.95 \div 0.99$)

ウ. 地 積：登記簿数量による。

エ. 建付減価：建物の状態、建物と敷地との適応状態等を鑑み、土地の最有効使用を阻害しているものと認められるため、建付減価を上記のとおりと判定した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	220,000	114.82	0.24	6,062,000

ウ. 現 価 率：

経済的全耐用年数27年、経過年数14年、経済的残存耐用年数13年、観察減価率50%、残価率0%により現価率を査定した。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{現価率} & & \text{残価率} & & \text{経済的} & \text{経済的} & \text{観察減価率} \\ & & & & \text{残存耐用年数} & \text{全耐用年数} & \\ 0.24 & \div & \{ & 0.00 & + & (1 - 0.00) & \times (13\text{年} \div 27\text{年}) \} \times (1 - 0.50) \end{array}$$

2. 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	2,833,000	1.00	0.25	法定地上権	708,000

イ. 土地利用権等の及ぶ範囲: 上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ. 土地利用権等割合: 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,833,000	- 708,000	1.00	1.00	0.60	1,275,000
2	6,062,000	+ 708,000	1.00	0.70	0.60	2,843,000
一括価格(合計)						4,118,000

ウ. 占有減価修正: 修正の必要はないものと判断した。

エ. 市場性修正: 目的建物は保守管理の状態が劣り、多額の改修工事費を要するものと推察されることを考慮すれば、想定される買受人が限定されることから、市場性の見地により相当程度の減価が必要になると判断し、△30%(0.70)の修正を行った。

オ. 競売市場修正: 「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地【大河原(県)-2】

所 在 : 柴田郡大河原町字緑町11番9
価 格 : 29,400円/㎡
位 置 : JR東北本線「大河原」駅の南西方道路距離約2.4km
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 353㎡
供給処理施設 : 水道・下水道
接 面 街 路 : 南側6m町道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域
第二種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率150%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に空地等が見られる区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

1. 位置図(国土地理院地図)
2. 法第14条第1項地図写
3. 建物図面・各階平面図写
4. 土地建物位置関係図
5. 建物間取図

以 上

令和 6 年（ケ）第 158 号

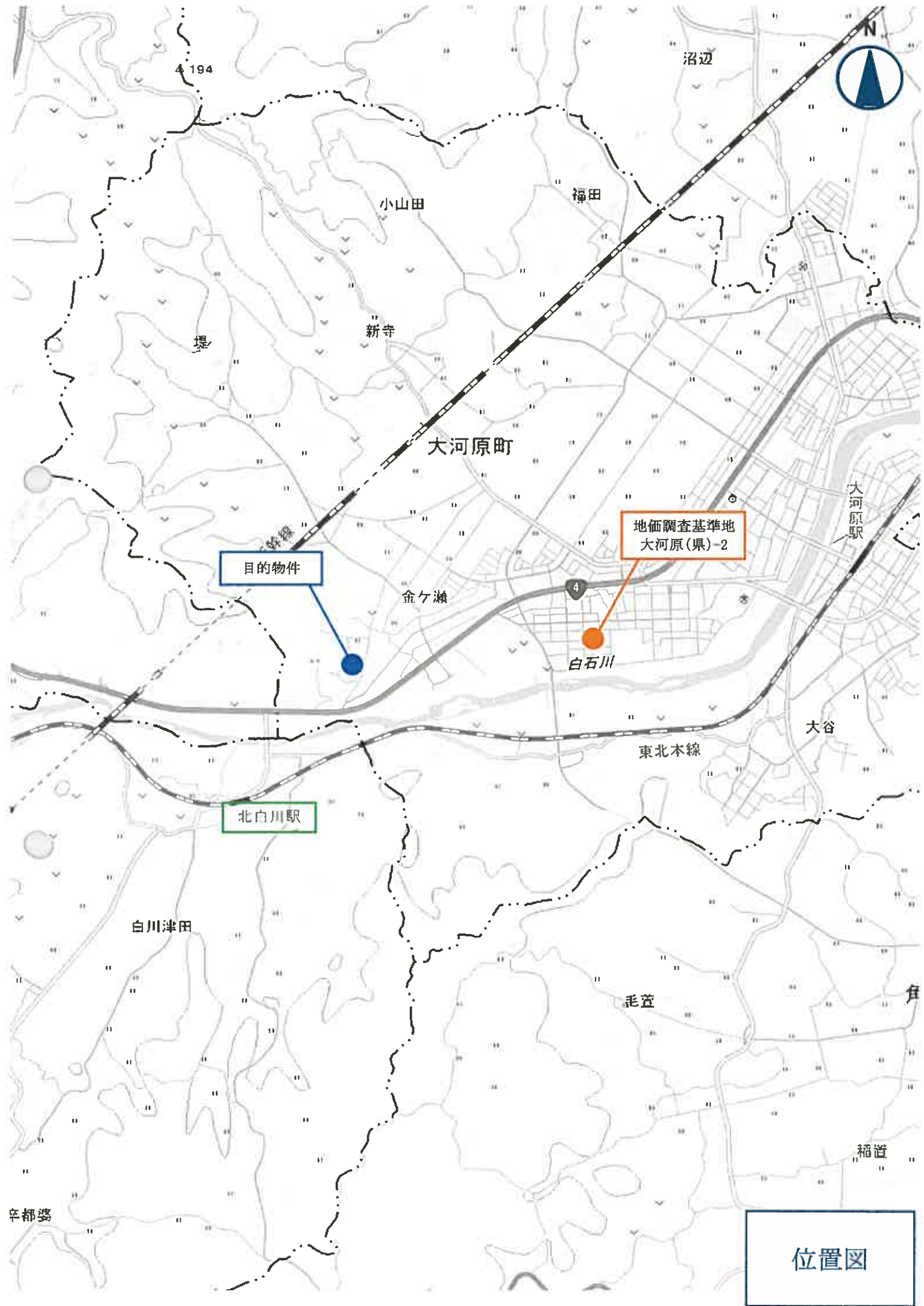
物 件 目 録

1 所 在 柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部
地 番 28 番 13
地 目 宅地
地 積 228.42 平方メートル

但し、共有者全員持分全部

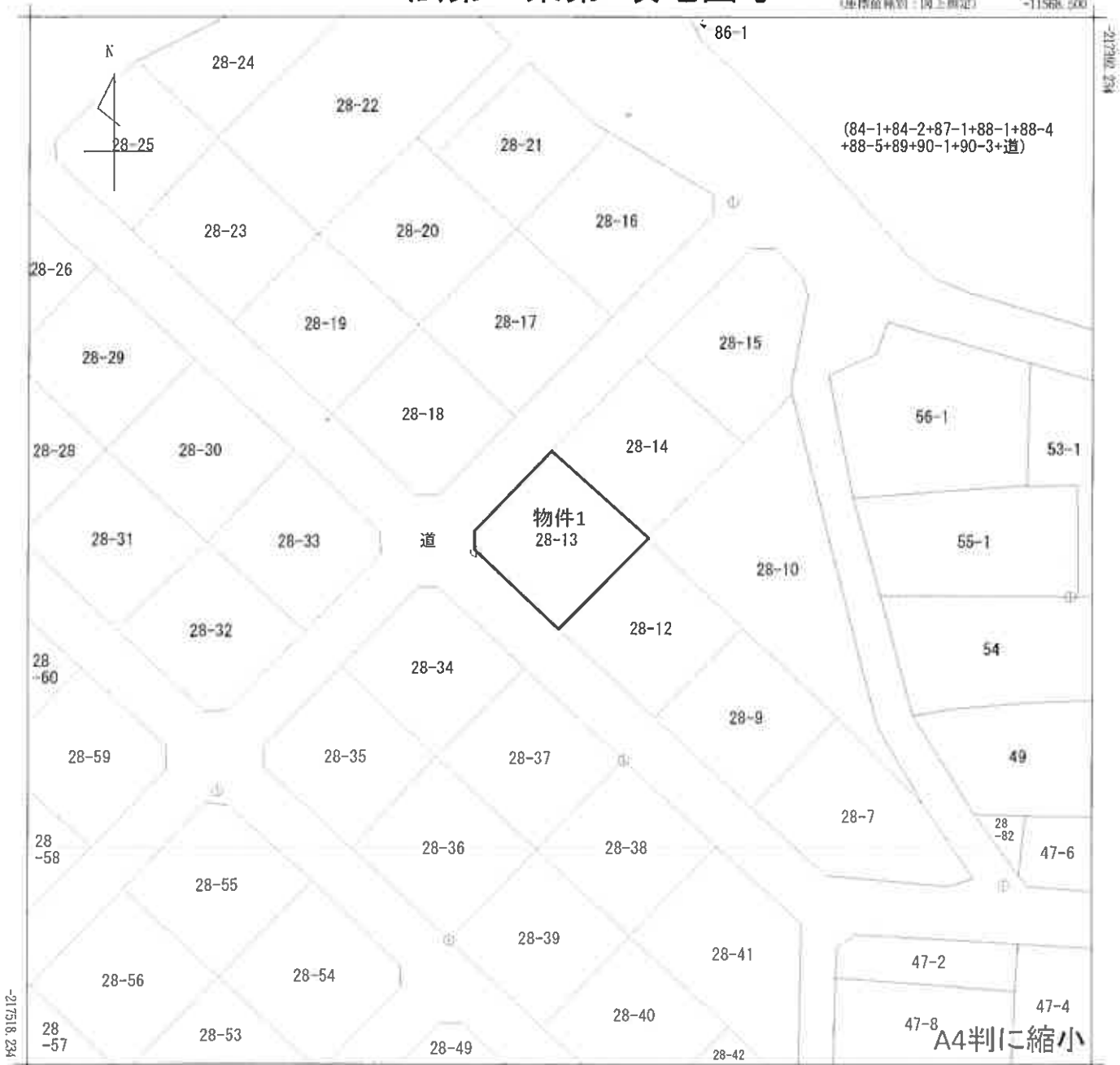
2 所 在 柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部 28 番地 13
家屋 番号 28 番 13
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 58.51 平方メートル
2 階 56.31 平方メートル

但し、共有者全員持分全部



法第14条第1項地図写

(座標値精別：図上測定) -11568.500



-11693.500 (座標値精別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番 区域見出	金ヶ瀬字台部
------------	--------

請求部	所在	柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部				地番	28番13			
出力尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成1年3月31日		補記事項		

各階平面図

家屋番号 28-13

建物図面
各階平面図

建物の所在 柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部28番地13

物件2

1階

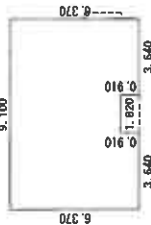


求積表

9.100 × 6.370 = 57.967000
0.300 × 1.820 = 0.546000
合計 58.513000

床面積 58.51 m²

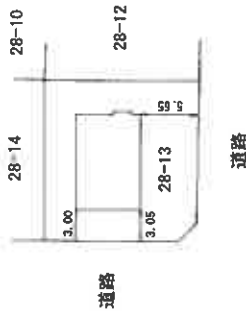
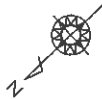
2階



求積表

9.100 × 5.460 = 49.686000
3.640 × 0.910 = 3.312400
3.640 × 0.910 = 3.312400
合計 56.310800

床面積 56.31 m²



(口裏面図)

A4判に縮小

作成者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

土地建物位置関係図

S = 1: 200

